



平成 21 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 大垣共立銀行
代 表 者 名 取締役頭取 土屋 嶮
本 店 所 在 地 岐阜県大垣市郭町 3 丁目 98 番地
(コード番号 8361 東証・名証各第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 大橋 良彦
Tel 0584-74-2111 (代表)

新株式発行および株式売出しに関するお知らせ

当行は、平成 21 年 8 月 25 日開催の取締役会において新株式発行および株式売出しに関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当行は、平成 21 年度より新たな中期経営計画「CRESCENDO」をスタートさせ、当行にとって大切な資産である「地域」「お客さま」との絆をさらに強く大きいものへと進化させることにより、次代の飛躍に向けた強固な経営基盤の構築を目指しているところであります。

こうした状況下、利益の蓄積による内部留保の充実に加えエクイティ・ファイナンスによる株主資本の強化を図ることにより、中長期的な成長を実現するための強固な財務体質を構築し、地域金融機関としてより一層安定的な資金供給等を行っていく所存であります。

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 当行普通株式 44,000,000 株
種 類 お よ び 数
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定
の 決 定 方 法 される方式により、平成 21 年 9 月 7 日（月）から平成 21 年 9 月 9 日（水）
までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定
する。
- (3) 増加する資本金および 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
資 本 準 備 金 の 額 本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本
準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を
減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会
社および日興シティグループ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）
に全株式を買取引受けさせる。共同主幹事はみずほ証券株式会社および
大和証券エスエムビーシー株式会社とする。また、ブックランナーはみ
ずほ証券株式会社が務める。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 21 年 9 月 14 日（月）から平成 21 年 9 月 16 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他一般募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 6,000,000 株
種 類 お よ び 数 なお、上記株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当行株主から 6,000,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当行普通株式 6,000,000 株
種 類 お よ び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込
決 定 方 法 金額と同一とする。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成21年9月18日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成21年9月24日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当行株主から 6,000,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、6,000,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当行は平成 21 年 8 月 25 日（火）開催の当行取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当行普通株式 6,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 9 月 24 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 9 月 17 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当行株主からの当行普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	303,768,975株	(平成21年3月31日現在)
公募増資による増加株式数	44,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	347,768,975株	
第三者割当増資による増加株式数	6,000,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	353,768,975株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 20,065,000,000 円については、貸出金等の一般運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の公募増資にともない、財務体質の強化による成長原資の拡充を行い、お客様のニーズに対応したより魅力ある金融商品・サービスを提供することにより、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、経営の健全性の維持・内部留保による財務体質の強化を図りつつ、株主の皆さまへ安定的な配当を実施することを利益配分の基本的な方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当行は、上記基本方針に基づき、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案した上で、配当の決定をしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化につなげるとともに今後の有効投資に利用していきたいものと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)(連結)	26.26円	23.70円	△23.91円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	6.50円 (3.00円)	7.00円 (3.50円)	7.00円 (3.50円)
配当性向(単体)	25.92%	30.51%	—
自己資本当期純利益率(連結)	4.14%	3.96%	—
純資産配当率(連結)	1.02%	1.17%	1.38%

ご注意: この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益または当期純損失は、当期純利益または当期純損失の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 各決算期の配当性向は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益（単体）で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益（連結）を、少数株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	646 円	516 円	547 円	457 円
高 値	653 円	689 円	624 円	480 円
安 値	463 円	502 円	381 円	396 円
終 値	512 円	537 円	452 円	405 円
株価収益率（連結）	19.49 倍	22.65 倍	一倍	一倍

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成22年3月期の株価については平成21年8月24日（月）現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。平成22年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式及び当行普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集および本件第三者割当増資による新株式発行並びに株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当行の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。